

令和7年 第11回定例教育委員会

令和7年11月28日（金）
午前10時30分から
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言 教育長

2 挨拶

3 概要報告

4 事務局報告

- | | | |
|------------------|------------------|----|
| (1) 学校教育関係 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P1 |
| ア 12月の行事予定について | | |
| イ 12月の事業予定について | | |
| (2) 生涯学習関係 | ・・・・・・・・・・・・ | P3 |
| ア 12・1月の事業予定について | | |

5 報告案件

- | | | |
|-----------------|--------------|----|
| 教育長職務代理者の指名について | ・・・・・・・・・・・・ | P5 |
|-----------------|--------------|----|

6 審議案件

- | | | |
|---|----------|-----|
| 議案第22号 | | |
| 宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について | ・・・・・・・・ | P6 |
| 議案第23号 | | |
| 宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について | ・・・・ | P10 |

7 その他

8 次回教育委員会について

9 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 学校教育関係

ア 12月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 ／ 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：中

| 日付 | 小学校 | 中学校 |
|--------|--|--------------------------------------|
| 1日（月） | 個人面談（～2日）（須） 授業参観・懇談会（百） 振替休業日（東） 栄養指導（笠） | 期末テスト（1・2年）（須） 保護者会（1・2年）（百） |
| 2日（火） | 書きぞめ競書会（～3日）（百・笠） 5年食育体験学習（百） 学校公開（道徳）（笠） Eネット安心安全講座3～6年児童・ 保護者対象（笠） | 期末テスト（1・2年）（須） |
| 3日（水） | 個人面談予備日（～4日）（須） | |
| 4日（木） | なかよし交流会（小） 校内学力調査（ベネッセ）（百） 学習参観・懇談会（東） | 第2回進路指導委員会（須） 学校運営協議会（百） |
| 5日（金） | 人権作文発表会（東小会場）（小） | 人権作文発表会（東小会場）（中） |
| 6日（土） | 町内美術展（百小会場） | 町内美術展（百小会場） |
| 7日（日） | 町内美術展（百小会場） | 町内美術展（百小会場） |
| 8日（月） | 書きぞめ競書会（須） 校内書きぞめ展公開（～10日）（百） 一斉下校（東） 学校保健委員会（東） 学力向上強化週間（東） | 人権講演会（百） |
| 9日（火） | 校内書きぞめ展（須） 書きぞめ競書会（東） | |
| 10日（水） | 5時間授業（東） 全校遠足予備日（東） ヤングケアラーサポートクラス5年（笠） | 三者面談（～17日）（3年）（須） 非行防止薬物乱用防止教室（百） |
| 11日（木） | 書きぞめ公開（～12日）（笠） | 1年保護者会（前） |
| 12日（金） | キッズエコサミット宮代2025（小） | キッズエコサミット宮代2025 (中) |
| 13日（土） | | |
| 14日（日） | | |
| 15日（月） | 3年ヤクルト出前講座（百） | 授業参観・保護者会（1・2年）（須） |

| | | |
|--------|--|----------------------------------|
| | 校内書きぞめ展（～19日）（東） 5時間授業（～19日）（東・笠） | QU調査（百） |
| 16日（火） | 5時間授業（～19日）（百） | 5時間授業（～19日）（前） |
| 17日（水） | 5時間授業（～19日）（須） 教育相談日（笠） | |
| 18日（木） | | |
| 19日（金） | 給食終了（小） 大掃除（須・百） ふれあいデー（小） | 給食終了（中） ふれあいデー（中） 5時間授業（百） |
| 20日（土） | | |
| 21日（日） | | |
| 22日（月） | 3時間（小） | 3時間授業（中） |
| 23日（火） | 3時間授業（小） 大掃除（東・笠） | 大掃除（中） |
| 24日（水） | 第2学期終業式（小） 一斉下校（須・百・笠） ノー残業デー（百） | 第2学期終業式（中） 通知書配布（中） |
| 25日（木） | 冬季休業日（1／7まで） | 冬季休業日（1／7まで） |
| 26日（金） | | |
| 27日（土） | | |
| 28日（日） | | |
| 29日（月） | | |
| 30日（火） | | |
| 31日（水） | | |

イ 12月の事業予定について（教育委員会）

| 日付 | 内 容 | 場 所 |
|--------|------------------|----------|
| 5日（金） | 宮代町人権作文発表会 | 東小 |
| 9日（火） | 第3回学力向上検討委員会 | 進修館大ホール |
| 10日（水） | I C T活用法研修会 | オンライン |
| 11日（木） | 教育長人事ヒアリング | 役場204会議室 |
| 12日（金） | 宮代町キッズエコサミット2025 | 進修館小ホール |
| 16日（火） | 教育課程検討委員会 | 役場202会議室 |

(2) 生涯学習関係

12・1月（前半）の事業予定について（教育委員会主催事業）

| 日 時 | 内 容 | 場 所 |
|--------------------------|---|------------------|
| 12月5日（金） 13:30～16:00 | 宮代町人権作文発表会 <ul style="list-style-type: none"> ■人権意識啓発のため、町内の小学校2年生以上の全児童・生徒から人権に関する作文と標語を募集し、人権文集「あおぞら第31集」を刊行しました。その中の優秀作文を発表する会を開催します。 ●内容：小中学生の人権作文発表、人権啓発映像視聴 | 東小学校 体育館 |
| 12月13日（土） 14:00～16:00 | あそびと運動 <ul style="list-style-type: none"> ■子供たちがさまざまなスポーツ種目を体験することで、スポーツの楽しさと基本を知るとともに、一人ひとりが自分にあったスポーツや興味の持てるスポーツに出会うことを目的としたスポーツ体験イベントです。 ●内容：ソフトラクロス ●対象：小学生30人 ●参加費：100円 | ぐるる宮代 サブアリーナ |
| 12月16日（火） 10:00～11:30 | みやしろ大学 第3回（全5回） <ul style="list-style-type: none"> ■シニア世代の方々に、学びや体験の機会を通して、生きがいや仲間づくり、地域での活躍のきっかけとしていただくことを目的として開催します。 ●講義(1)フレイルを予防して健康寿命をのばそう（運動） (2)骨・カルシウムセミナー ●講師(1)宮代町プラザサポート一員 (2)（株）雪印メグミルク | 進修館大ホール |
| 12月20日（土） 14:00～16:00 | 大人のスポーツフィールド <ul style="list-style-type: none"> ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。 ●内容：ピックルボール、ミニテニス ●対象：町内在住・在勤・在学の小学校4年生以上20人 ●参加費：100円 | ぐるる宮代 サブアリーナ |
| 1月6日（火）～ 3月1日（日） | 令和7年度東部地区文化財担当者会リレー展示「都鳥が見た古代—埼玉県東部地区の奈良時代・平安時代—」 <ul style="list-style-type: none"> ■東部地区文化財担当者会40周年を記念し、県東部地区15市町の文化財担当者が「東部地区の奈良時代・平安時代」をテーマに共同研究した成果について、リレー展示のひとつとして宮代町郷土資料館で開催します。 | 郷土資料館 (特別展示室) |

| | | |
|-------------------------|--|------------------------------|
| 1月11日（日） 13:00～15:00 | <p>令和8年宮代町二十歳のつどい</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 20歳を祝い、また自立した大人として生きる意欲と自觉を促进するため記念式典を開催します。 ● 内容：二十歳のつどい実行委員による式典、アトラクション、記念写真撮影など ● 対象(1) 平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれで宮代町に住民登録のある方 (住民登録者数：287人（11月1日現在）) (2) 上記と同期間に生まれ、過去に宮代町に居住し、町外に転出した方 | 東武動物公園 イベントステージ HOLA（オーラ） |
|-------------------------|--|------------------------------|

5 報告案件

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づく教育長職務代理者を次のとおり指名したことを報告する。

令和7年11月28日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

| 職氏名 | 任期 |
|-------------|--|
| 教育委員 瀧ヶ崎 隆司 | 令和7年12月11日から教育長が新たに 教育長職務代理者を指名するまで |

議案第22号

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提案理由

教育行政の現状や他自治体の例規等を踏まえ、宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則を改正したいので、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月28日

宮代町教育委員会
教育長

宮代町教育委員会規則第2号

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成7年宮代町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（事務の委任）

第2条 教育委員会は、次に掲げるもの及び法律に特別の定めのあるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 町教育行政の基本方針を決定すること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出すること。
- (4) 教育委員会規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。
- (5) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 教育委員会の所管に属する職員の任免を行うこと。
- (7) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他進退について内申すること。
- (8) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。
- (9) 前2号に定めるもののほか、県費負担教職員の人事の一般方針を定めること。
- (10) 教育委員会の附属機関の委員等の委嘱、任免を行うこと。
- (11) 教育委員会表彰を行うこと。
- (12) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること。
- (13) 教科書図書の採択を行うこと。
- (14) 宮代町文化財保護条例（平成18年宮代町条例第11号）に基づく文化財の指定及び解除等を行うこと。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、教育長に委任することが適当でないと認められる事務を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p><u>(事務の委任)</u></p> <p><u>第2条 教育委員会は、次に掲げるもの及び法律に特別の定めのあるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</u></p> <p>(1) 町教育行政の基本方針を決定すること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出すること。</p> <p>(4) 教育委員会規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(5) 法第26条の規定による点検及び評価に關すること。</p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する職員の任免を行うこと。</p> <p>(7) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他進退について内申すること。</p> <p>(8) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。</p> <p>(9) 前2号に定めるもののほか、県費負担教職員の人事の一般方針を定めること。</p> <p>(10) 教育委員会の附属機関の委員等の委嘱、任免を行うこと。</p> <p>(11) 教育委員会表彰を行うこと。</p> <p>(12) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること。</p> <p>(13) 教科書図書の採択を行うこと。</p> <p>(14) 宮代町文化財保護条例（平成18年宮代町条例第11号）に基づく文化財の指定及び解除等を行うこと。</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、教育長に委任することが適當でないと認められる事務を行うこと。</p> | <p><u>(事務の委任)</u></p> <p><u>第2条 教育委員会は、次に掲げるもの及び法律に特別の定めのあるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</u></p> <p>(1) 町教育行政の基本方針を決定すること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出すること。</p> <p>(4) 教育委員会規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(5) 教育委員会告示を行うこと。</p> <p>(6) 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し、協議を行うこと。</p> <p>(7) 教育委員会の所管に属する職員の任免を行うこと。</p> <p>(8) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他進退について内申すること。</p> <p>(9) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。</p> <p>(10) 前2号に定めるもののほか、県費負担教職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。</p> <p>(11) 教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p>(12) 教育委員会の附属機関の委員等の委嘱、任免を行うこと。</p> <p>(13) 教育委員会の附属機関に対し諮問を行うこと。</p> <p>(14) 教育委員会表彰を行うこと。</p> <p>(15) 学校その他の教育機関の敷地を選定すること。</p> <p>(16) 1件200万円以上の教育財産の取得を申し出ること。</p> <p>(17) 1件200万円以上の教育行政の主な工事についての基本計画を策定すること。</p> <p>(18) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること。</p> <p>(19) 教科書図書の採択を行うこと。</p> <p>(20) 学齢児童生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学及び転学に関する事務を</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|-------|--|
| | <p><u>行うこと。ただし、就学すべき学校の指定に関する事務を除く。</u></p> <p>(21) 小学校等に就学させるべき者の健康診断の実施及び治療の勧告、保健上必要な助言の措置を行うこと。</p> <p>(22) 就学困難な児童及び生徒に係わる就学奨励について、国の補助を受けるべき児童又は生徒の保護者を認定すること。</p> <p>(23) 学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する経費をいう。）を定めること。</p> <p>(24) 宮代町文化財保護条例（平成18年宮代町条例第11号）に基づく文化財の指定及び解除等を行うこと。</p> <p>(25) 教育委員会の所管及び教育委員会の附属する機関の開催する催物の主催、共催、後援を行うこと。</p> <p>(26) 前各号に掲げるもののほか、教育長に委任することが適当でないと認められる事務を行うこと。</p> |

議案第23号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

埼玉県立学校職員服務規程の改正に伴い、宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を制定したいのでこの案を提出するものである。

宮代町教育委員会訓令第3号

宮代町小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月28日

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

宮代町立小・中学校職員服務規程（平成23年宮代町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第25条を第28条とし、同条の前に次の1条を加える。

（適用除外）

第27条 第5条、第10条、第14条から第16条まで、第22条及び23条の規定は、非常勤の職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員を除く。）にこれを適用しない。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条を第24条とする。

第21条第1項中「第10号の2」を「様式第10号の2」に改め、同条を第23条とする。

第20条を第22条とし、第17条から第19条までを2条ずつ繰り下げ、第16条の15を第18条の10とし、第16条の14を第18条の9とし、第16条の13を第18条の8とし、第16条の12を第18条の7とし、第16条の11を第18条の6とし、第16条の10を第18条の5とし、第16条の9を第18条の4とし、第16条の8を第18条の3とし、第16条の7を第18条の2とし、第16条の6を第18条とし、第16条の5を第17条の4とし、第16条の4を第17条の3とし、第16条の3を第17条の2とし、第16条の2を第17条とする。

様式第6号の2から様式第6号の5までの規定中「第16条の2」を「第17条」に改める。

様式第6号の6中「第16条の3」を「第17条の2」に改め、様式第6号の7中「第16条の4」を「第17条の3」に改め、様式第6号の8中「第16条の5」を「第17条の4」に改め、様式第6号の9中「第16条の6」を「第18条」に改め、様式第6号の10中「第16条の7」を「第18条の2」に改め、様式第6号の11中「第16条の8」を「第18条の3」に改め、様式第6号の12中「第16条の9」を「第18条の4」に改め、様式第6号の13中「第16条の10」を「第18条の5」に改め、様式第6号の14中「第16条の11」を「第18条の6」に改め、様式第6号の15中「第16条の12」を「第18条の7」に改め、様式第6号の16中「第16条の13」を「第18条の8」に改め、様式第6号の17中「第16条の14」を「第18条の9」に改め、様式第6号の18中「第16条の15」を「第18条の10」に改める。

様式第7号から様式第7号の3までの規定中「第17条」を「第19条」に改める。

様式第8号中「第19条」を「第21条」に改める。

様式第9号及び様式第9号の2中「第20条」を「第22条」に改める。

様式第10号及び様式第10号の2中「第21条」を「第23条」に改める。

様式第11号中「第22条」を「第24条」に改める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。